

第104号議案

八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例設定について

八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のとおり設定するものとする。

令和元年9月3日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び宿日直手当をいい、同項第1号によつて採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、会計年度任用職員から申出があつた場合は、口座振替の方法により

支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、月額で定めるものとし、別表に定める職員の種別に対応する月額を超えない範囲内において、市規則で定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、これにより難しい職にある者の給料の額は、任命権者があらかじめ市長と協議して定める額とする。

3 前2項の規定により給料の額を定める場合には、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し定めるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第4条 八王子市職員の給与に関する条例(昭和26年八王子市条例第21号。以下「給与条例」という。)第5条並びに第6条第1項、第2項及び第8項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当)

第5条 給与条例第6条の2の規定は、医師のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「給料表(3)の適用を受ける職員」とあるのは「医師のフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第6条 給与条例第9条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第7条 給与条例第10条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第8条 フルタイム会計年度任用職員に支給する特殊勤務手当については、一般職員の特殊勤務手当支給に関する条例(昭和28年八王子市条例第24号。以下「特殊勤務手当条例」という。)の定めるところによる。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第9条 フルタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成13年八王子市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間及び休日（勤務時間条例第10条の規定による休日及び勤務時間条例第11条の規定により指定された代休日をいう。）である場合、勤務時間条例第13条から第15条までに規定する年次有給休暇、療養休暇及び特別休暇（生理休暇にあつては、市規則で定める日数を限度とする。）を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 前項の承認の基準は、市長が別に定める。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第10条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したフルタイム会計年度任用職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項に定めるもののほか、勤務時間条例第2条の規定によりあらかじめ定められた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第4条の規定により週休日とされた日に勤務時間条例第5条の規定により正規の勤務時間を割り振られたフルタイム会計年度任用職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間（市規則で定める時間を除く。）について、1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 次の各号に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたフルタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、当該各号に掲げる時間に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項に規定する当該正規の勤務時間に相当する時間 100分の50

4 勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を承認された場合において、当該時間外勤務代休時間にフルタイム会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の承認により代えられた時間外勤務手当の支給に係る次の各号に掲げる時間に対しては、当該時間1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、当該各号に掲げる時間に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 前項第1号に規定する時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する市規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) 前項第2号に規定する時間 100分の50から第2項に規定する市規則で定める割合を減じた割合

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第11条 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても休日勤務手当は支給しない。

2 前項に規定する休日とは、勤務時間条例第10条第1項及び第2項に規定

する日（その日が同条第3項に規定する週休日に当たるときは、これを除く。）をいう。

（フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当）

第12条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するフルタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与の算出）

第13条 第9条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、フルタイム会計年度任用職員の給料、地域手当及び初任給調整手当の月額合計額（特殊勤務手当条例別表に掲げる特殊勤務手当のうち市規則で定めるものについては、当該市規則に定める額を含む。）に12を乗じて得た額を、市規則で定める年間の勤務時間で除して得た額とする。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第14条 給与条例第17条（第3項及び第4項の規定を除く。）、第17条の2及び第17条の3の規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第17条第1項中「死亡した職員（第6条第7項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。）」とあるのは「死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員である場合は、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市規則で定めるものを除く。次項において同じ。）としての任期の定め合計が6箇月以上となる場合（任期が連続したものに限る。次項において同じ。）には、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任

期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6箇月以上となる場合には、第1項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当）

第15条 給与条例第19条第1項及び第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第19条第1項の勤務は、第10条、第11条第1項及び第12条の勤務には含まれないものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第16条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとし、別表に定める職員の種別に対応する額を超えない範囲内において、市規則で定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、これにより難しい職にある者の報酬の額は、任命権者があらかじめ市長と協議して定める額とする。

3 前2項の規定により報酬の額を定める場合には、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し定めるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第17条 報酬の計算期間（以下「給与期間」という。）は月の1日から末日までとし報酬を支給する。

2 給与期間の報酬の支給日は市規則で定める。

3 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

4 新たに月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員となった者にはその日から報酬を支給し、報酬額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた報酬を支給する。

5 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が退職し、又は死亡したときは、その日までの報酬を支給する。ただし、報酬の支給日後に退職又は死亡の事由が発生したときはその月分を支給する。

6 前2項の規定により報酬を支給する場合であって給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときはその報酬

額はその給与期間の現日数から任命権者が定める週休日（以下「週休日」という。）の日数を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第18条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、任命権者が定める当該パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務代休時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（当該休日に正規の勤務時間を割り振られた者にあつては、振り替えて休日とされた日を含む。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）（当該日に正規の勤務時間を割り振られた者にあつては、振り替えて休日とされた日を含む。以下「年末年始の休日等」という。））及び任命権者が定める代休日（以下「代休日」という。）を指定されて、当該休日に勤務を命ぜられ勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき第22条第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）

第19条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外にしたもののうち、そ

の勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したパートタイム会計年度任用職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項に定めるもののほか、あらかじめ定められた1週間の正規の勤務時間を超えて週休日とされた日に正規の勤務時間を割り振られたパートタイム会計年度任用職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間（市規則で定める時間を除く。）について、1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

3 次の各号に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、当該各号に掲げる時間に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項に規定する当該正規の勤務時間に相当する時間 100分の50

4 時間外勤務代休時間を承認された場合において、当該時間外勤務代休時間にパートタイム会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の承認により代えられた時間外勤務に係る報酬の支給に係る次の各号に掲げる時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、当該各号に掲げる時間に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務に係る報酬を支給することを要しない。

- (1) 前項第1号に規定する時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する市規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合
- (2) 前項第2号に規定する時間 100分の50から第2項に規定する市規則で定める割合を減じた割合

5 第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第1項に規定する市規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第20条 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務に係る報酬として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても休日勤務に係る報酬は支給しない。

2 前項に規定する休日とは、祝日法による休日等及び年末年始の休日等（週休日に当たるときは、これを除く。）をいう。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第21条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額の100分の25を夜間勤務に係る報酬として支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額）

第22条 第18条から前条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 当該パートタイム会計年度任用職員の任用期間中に支給を予定する報酬（第19条から前条までに規定する報酬を除く。）の総額を、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた任用期間中の総勤務

時間数で除して得た額

(2) 日額による報酬 第16条の規定により当該パートタイム会計年度任用職員について定められた報酬の日額を、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第16条の規定により当該パートタイム会計年度任用職員について定められた報酬の時間額

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第23条 給与条例第17条（第3項及び第4項の規定を除く。）、第17条の2及び第17条の3の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第17条第1項中「死亡した職員（第6条第7項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。）」とあるのは「死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）」と、給与条例第17条第2項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額」とあるのは「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）の報酬月額（日額又は時間額による報酬の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員にあつては市規則で定める額）」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員である場合は、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市規則で定めるものを除く。次項において同じ。）としての任期の定め合計が6箇月以上となる場合（任期が連続したものに限る。次項において同じ。）には、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任

用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6箇月以上となる場合には、第1項の任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第24条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第10条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、給与条例第10条第2項から第6項までの規定を準用する。この場合において、同条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」とあるのは「月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

3 日額又は時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が2,600円を超えるときは、2,600円）を1日当たりの通勤に係る費用弁償の額とし、これを月の勤務日数に応じて支給する。

(1) 交通機関を利用する職員 市規則で定めるところにより算出したその者の通勤に要する1日当たりの運賃の額

(2) 交通の用具を使用する職員 常勤の職員の例により算定した1月当たりの額を21日で除して算定した額（その額に、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(3) 交通機関及び交通の用具を併用する職員 第1号及び前号により算出した額の合計額

4 前項に規定するもののほか、日額又は時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員の通勤の実情の変更に伴う通勤に係る費用弁償の額の改定その他通勤に係る費用弁償の支給に関し必要な事項は、給与条例第10条第6項の規定を準用する。

5 第3項に規定する費用弁償は、市規則で定める日に支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第25条 パートタイム会計年度任用職員が公務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項に規定する費用弁償の支給に関する事項は、八王子市職員等の旅費に関する条例(昭和34年八王子市条例第8号)の例による。この場合において、法第57条に規定する単純な労務に雇用される者であるパートタイム会計年度任用職員については給料表(2)に定める級の職務にある者と、医師のパートタイム会計年度任用職員については給料表(3)に定める級の職務にある者と、これら以外のパートタイム会計年度任用職員については給料表(1)に定める級の職務にある者とみなし、それぞれの職務の級が1級であるものとみなす。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第26条 給与条例第22条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(八王子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

2 八王子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年八王子市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)~(11) (略)</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)~(11) (略)</p>

(職員の分限に係る手続及び効果並びに失職の特例に関する条例の一部改正)

3 職員の分限に係る手続及び効果並びに失職の特例に関する条例(昭和26年八王子市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年 <u>(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員については、同条第2項の規定に基づき任命権者が定める任期。次項において同じ。)</u> を <u>超えない</u> 範囲内において休養を要する程度に応じ、<u>個々の場合</u> について任命権者が定める。ただし、職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条、<u>労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条又は八王子市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年八王子市条例第23号）第2条の2</u> に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合における休職の期間は、当該職員が地方公務員災害補償法第26条、<u>労働者災害補償保険法第13条又は八王子市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例第6条</u> に規定する療養補償を受ける間とする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を <u>こえない</u> 範囲内において休養を要する程度に応じ <u>個々の場合</u> について任命権者が定める。ただし、職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合における休職の期間は、当該職員が地方公務員災害補償法第26条に規定する療養補償を受ける間とする。</p> <p>2～4 (略)</p>

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 4 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年八王子市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は1日以上6月以下給料 <u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬（八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八王子市条例第 号）第19条から第21条までに規定する報酬を除く。)</u> の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は1日以上6月以下給料の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

- 5 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成13年八王子市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>臨時的任用職員等</u>に対する特例)</p>	<p>(<u>臨時職員等</u>に対する特例)</p>

<p>第18条 (略)</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により採用された会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長が定める基準に従い、任命権者が定める。</p>	<p>第18条 (略)</p> <p>2 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長が定める基準に従い、任命権者が定める。</p>
---	---

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

6 職員の育児休業等に関する条例（平成4年八王子市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業法第19条第1項の条例で定める職員)</p> <p>第7条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業法第19条第1項の条例で定める職員)</p> <p>第7条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

7 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八王子市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 別表第1に定めのない特別職の職員の報</p>	<p>(報酬)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 別表第2に掲げる特別職の職員について</p>

報酬の額については、勤務1日につき1万3,000円を超えてはならない。ただし、任命権者は、特に必要と認めた場合においては報酬の額を市長に協議して時間を単位とする額又は月額若しくは年額で定めることができる。

3・4 (略)

別表第2 (第2条、第5条関係)

報酬の額 (円)	費用弁償の額
職務の内容に基づき、 常勤職員の給与との均 衡を考慮して任命権者 が定める額	職務の内容を考慮 して任命権者が定 める額

は、勤務1日につき1万3,000円を超えてはならない。ただし、任命権者は、特に必要と認めた場合においては報酬の額を市長に協議して時間を単位とする額又は月額若しくは年額で定めることができる。

3・4 (略)

別表第2 (第2条、第5条関係)

番号	区分	報酬の額 (円)	費用弁償の額
1	地方公務員 法 (昭和2 5年法律第 261号) 第3条第3 項第3号に 規定する嘱 託員	職務の内容に 基づき、常勤 職員の給与と の均衡を考慮 して任命権者 が定める額	主事相 当額
2	上記以外の 特別職の職 員		職務の 内容を 考慮し て任命 権者が 定める 額

(八王子市職員の給与に関する条例の一部改正)

8 八王子市職員の給与に関する条例 (昭和26年八王子市条例第21号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方公務員法 (昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第24条第5項の規定に基づき職員 <u>(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)</u> の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方公務員法 (昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第24条第5項の規定に基づき職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(臨時、非常勤職員の給与)</u></p> <p><u>第23条 臨時に雇傭する職員又は非常勤の職員 (再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)</u> の給与は任命権者が職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で市長の承認を経て定める。</p>

(口座振替による給与の支払)

第23条 (略)

(この条例の施行に関し必要な事項)

第24条 (略)

別表第1 (第3条関係)

給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2・3 (略)

2 前項の職員に対しては、他の条例に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除く外、いかなる給与も支給しない。

(口座振替による給与の支払)

第24条 (略)

(この条例の施行に関し必要な事項)

第25条 (略)

別表第1 (第3条関係)

給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

ただし、第23条に規定する職員を除く。

2・3 (略)

(八王子市職員退職手当支給に関する条例の一部改正)

9 八王子市職員退職手当支給に関する条例(昭和38年八王子市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例の規定(第4条を除く。)を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 第2条第3項に規定する者以外の常時勤</u></p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p>

務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなす。この場合において、その者に対する第3条及び第8条の2の規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

別表（第3条及び第16条関係）

職員の種別	月額（円）	日額（円）	時間額（円）
医師	656,000	32,500	10,900
上記以外の者	445,000	21,900	7,300